

函館市母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月12日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第58号

函館市母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

函館市母子保護の実施に関する規則（平成10年函館市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知」を「令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知」に、「第5条の4第6項，第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。